



平成 21 年 3 月 19 日

各 位

会 社 名：株式会社ユー・エス・ジェイ
(コード：2142 東証マザーズ)
代表者名：代表取締役社長 グレン ガンペル
問合せ先：ファイナンス・アドミニストレーション本部
経理・財務部長 竹中 昭敏
(TEL：06-6465-3022)

SGインベストメンツ株式会社による当社株券等に対する 公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 19 日開催の取締役会において、SGインベストメンツ株式会社（以下「公開買付者」といいます。なお、公開買付者は、現在はゴールドマン・サックス・グループ・インクの 100%間接出資会社である有限会社クレインホールディングスの完全子会社ですが、後述の本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、公開買付けの決済に先立って、下記のとおり、有限会社クレインホールディングス、エムビーケーピー ビー・ブイ (MBKP B.V.) 及びオウル・クリーク・インベストメンツⅡ・エル・エル・シー (Owl Creek Investments II, LLC) より出資を受け入れる予定です。) による当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て当社を完全子会社化することを企図していること、及び、当社株式の上場が廃止される可能性があることを前提として行われたものであります。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	SGインベストメンツ株式会社
(2) 事 業 内 容	(1) 有価証券の取得及び保有 (2) 会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する事業 (3) 前各号に付帯・関連する一切の事業
(3) 設 立 年 月 日	平成 20 年 9 月 11 日

(4) 本店所在地	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー46 階	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 アンクル サフ	
(6) 資本金	20 万円	
(7) 大株主及び持株比率	有限会社クレインホールディングス 100.00%	
(8) 買付者と当社の関係等	資本関係	平成 20 年 12 月 31 日現在、公開買付者の発行済株式の全部を保有する株主である有限会社クレインホールディングスが、当社の発行済株式総数の 41.03% (888,890 株) (平成 20 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数に当社が平成 21 年 2 月 12 日に提出した第 15 期第 3 四半期報告書に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の本新株予約権 (以下に定義されます。) の目的である当社株式の数の合計数を加えた数の約 39.89%) を保有しております。
	人的関係	公開買付者の代表取締役が当社の取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の「その他の関係会社」の子会社であり、当社の関連当事者に該当します。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成21年3月19日開催の取締役会において、後記のとおり出席取締役の全員一致により、①公開買付者による本公開買付けに賛同すること、②当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めること、及び、③当社の本新株予約権(注1)に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

(注1) 本書において「本新株予約権」とは、下記の新株予約権Aないし新株予約権Fの総称をいうもの

とします。

- イ 平成18年6月28日開催の第12回定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権A」といいます。）
- ロ 平成18年6月28日開催の第12回定時株主総会及び平成18年7月14日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権B」といいます。）
- ハ 平成19年6月27日開催の第13回定時株主総会及び平成19年8月7日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権C」といいます。）
- ニ 平成19年8月7日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権D」といいます。）
- ホ 平成19年6月27日開催の第13回定時株主総会及び平成20年7月14日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権E」といいます。）
- ヘ 平成20年7月14日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権F」といいます。）

（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要等

公開買付者は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス」といい、同社を中心とするグループを「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。）（注2）の100%間接出資の投資会社で、本日現在、当社の普通株式888,890株（平成20年12月31日現在の当社の発行済株式総数に当社が平成21年2月12日に提出した第15期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の本新株予約権の目的である当社株式の数の合計数を加えた数（以下「潜在株券等考慮後株式数」といいます。）の約39.89%）を保有する有限会社クレインホールディングス（以下「クレイン」といいます。）の完全子会社であり、当社の有価証券を取得及び保有することを目的として設立された会社です。

今般、公開買付者は、当社の発行済株式の全て（公開買付期間末日までに新株予約権A及び新株予約権Bが行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される当社株式も本公開買付けの対象としております。）及び当社が発行した新株予約権の全てを取得して当社を完全子会社化し、当社の株式を非公開化させることを目的として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けは、マネジメント・バイアウト（MBO）（注3）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行うことを企図されたものです。当社は、公開買付者より、本取引の概要につき、以下の説明を受けております。

ゴールドマン・サックス・グループは、当社の中長期的な企業価値の更なる向上を実現するためには当社株式を非公開化させることが必要ではないかと考え、その経営手腕を高く評価し、企業価値向上のための事業戦略の実行に極めて重要であると考えている当社の代表取締役社長であるグレン・ガンペル氏（以下「ガンペル氏」といいます。）とともに、当社の中長期的な視点に立った事業戦略や資本政策の在り方について検討を重ね、同氏と合意の上、マネジメント・バイアウトの手法により当社を完全子会社化し、当社株式を非公開化させることが最善であると判断いたしました。ガンペル氏は、本公開買付け終了後も継続して代表取締役社長として当社の経営にあたる予定で、本公開買付けが成立した場合において、

公開買付者の代表取締役にも就任する予定であります。また、ガンペル氏は、同氏が保有する新株予約権 A35,026個（目的となる当社の株式の数は35,026株で、潜在株券等考慮後株式数の約1.57%）を本公開買付けに応募し、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済後遅滞なく、約100百万円を公開買付者に出資し公開買付者の普通株式を取得する予定です。さらに、公開買付者が当社を完全子会社化した後、ガンペル氏は、新たに締結される新マネジメントサービス契約に基づくインセンティブとして、

(a) 当社の株式（当社が公開買付者に吸収合併された場合、その存続会社である公開買付者の完全希薄化後ベース（ストックオプション（新株予約権）を含め公開買付者の潜在株式が全て株式に転換された場合をいい、以下同じとします。）の2.50%の株式に相当）を目的とする行使価額1円のストックオプション（新株予約権）、及び、(b) 当社の株式（当社が公開買付者に吸収合併された場合、その存続会社である公開買付者の完全希薄化後ベースの5.00%の株式に相当）を目的とし、本公開買付けの買付価格（当社が公開買付者に吸収合併された場合、公開買付期間終了後から決済の開始日までにクレイン、エムビーケーピー ビー・ブイ（MBKP B.V.）（以下「MBK」といいます。）（注4）及びオウル・クリーク・インベストメンツⅡ・エル・エル・シー（Owl Creek Investments II, LLC）（以下「オウル・クリーク・インベストメンツ」といいます。）（注5）が行う予定の公開買付者への出資における1株当たりの払込金額と同額）を行使価額とするストックオプション（新株予約権）の付与を当社から受ける予定であります。また、本公開買付け終了後から当社の完全子会社化の完了までの期間に、当社の同意が得られる場合、公開買付者、クレイン、MBK、オウル・クリーク・インベストメンツ及びガンペル氏は、当社が、本公開買付けの完了後に開催する予定の定時株主総会において、クレイン及びMBKが指名する個人各2名、オウル・クリーク・インベストメンツが指名する個人1名を社外取締役に選任するよう合理的な最善の努力を尽くす予定です。さらに、ガンペル氏以外の当社の経営陣（社外取締役を除きます。）及び従業員等に対しても当社の完全子会社化が完了した後に、公開買付者の発行するストックオプション（新株予約権）を用いたインセンティブ・プランを導入することを計画しております。その具体的な詳細や条件については本公開買付け終了後に当社とも協議した上で決定する予定ですが、付与されるストックオプション（新株予約権）の目的である公開買付者の株式数は、公開買付者の完全希薄化後ベースの株式数の2%を上限とする予定です。

ゴールドマン・サックス・グループは、クレインの保有する当社株式の全てを本公開買付けに応募させた上で、本公開買付けが成立した場合において、公開買付期間終了後、決済の開始日の前日までに、クレインが保有する当社株式を本公開買付けに応募して売却した場合の売却想定価額の相当額に新たな出資分を加えた約45,444百万円を公開買付者に出資させて公開買付者の発行する普通株式612,129株を引き受けさせる予定であります。

さらに、ゴールドマン・サックス・グループは、本取引の趣旨に賛同の上、出資スポンサーとしての協力が得られるパートナーと共同で本取引を進める可能性について検討し、複数の候補先と折衝した結果、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツから協力の申し出を得ることができました。MBKは、公開買付期間終了後、決済の開始日の前日までに約17,500百万円を公開買付者に出資し公開買付者の発行する普通株式235,722株を引き受ける予定であります。オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピー（Owl Creek Asset Management, L.P.）（以下「オウル・クリーク・アセット・マネジメント」といいます。）はその運営する4つの投資ファンド（当社の潜在株券等考慮後株式数の約10.05%にあたる合計223,912株を所有）が所有する当社株式（注6）の全てを本公開買付けに応募させた上で、オウル・ク

リーク・インベストメンツを通じて、公開買付期間終了後、決済の開始日の前日までに約11,196百万円を公開買付者に出資させ公開買付者の発行する普通株式150,803株を引き受けさせる予定であります。また、前述のとおり、ガンペル氏は、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済後遅滞なく、約100百万円を公開買付者に出資し公開買付者の普通株式1,347株を引き受ける予定であります。以上により、本公開買付けが成立し、これらの各出資が完了した場合において、公開買付者の普通株式の発行済株式総数は1,000,005株となり、クレインが612,133株（公開買付者の発行済株式総数の約61.21%）、MBKが235,722株（同約23.57%）、オウル・クリーク・インベストメンツが150,803株（同約15.08%）及びガンペル氏が1,347株（同約0.13%）をそれぞれ所有することになる予定であります（なお、上記の公開買付者の発行済株式総数は、ガンペル氏並びに経営陣及び従業員等に対して付与されるストックオプションの目的となる株式の数は含んでおりません。）。本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、本公開買付けの決済に先立って、上記のとおり、クレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツからの出資を受けることに加えて、本件買収ローン（公開買付者が株式会社三井住友銀行、株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」といいます。）、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、野村キャピタル・インベストメント株式会社、住友信託銀行株式会社、GEファイナンシャルサービス株式会社、カリヨン銀行及び中央三井信託銀行株式会社から構成されるシンジケート団との間で締結する融資契約に基づく最大75,000百万円の借入れをいいます。）の融資を行うシンジケート団を構成する金融機関から融資を受け、かかる資金をもって、本公開買付けが成立した場合の決済資金に充当する予定です。

公開買付者は、当社の取締役会の賛同のもと、友好的に当社株式を取得するために金融商品取引法に基づき本公開買付けを行うものです。

クレイン及びオウル・クリーク・インベストメンツは、クレインが自ら所有する株式及びオウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営するファンドが所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募し又は応募させる旨を合意しております。

また、ガンペル氏は、同氏が保有する新株予約権A35,026個（目的となる当社の株式の数は35,026株で、潜在株券等考慮後株式数の約1.57%）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

さらに、公開買付者は、日本政策投資銀行（当社の潜在株券等考慮後株式数の約9.97%にあたる222,222株を所有）との間では、その保有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。また、公開買付者は、大阪市（潜在株券等考慮後株式数の約8.98%にあたる200,000株を所有）の担当部局に対して本取引に関する説明を行った上で、その保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募することを依頼しています。なお、本日現在、ゴールドマン・サックス・グループは、その間接100%子会社であるゴールドマン・サックス証券株式会社の職員であり、公開買付者の代表取締役であるアンクル サフを非常勤の社外取締役として当社に派遣しております。

（注2）ゴールドマン・サックスは、世界的に主要な投資銀行業務、証券業、投資運用業務などを手がける銀行持株会社です。ゴールドマン・サックスは緊密かつ多様な顧客基盤をもとに広範なサービスを世界各地において提供しており、その対象は、事業会社、金融機関、政府機関、個人富裕層と多岐に渡っています。1869年の設立以来、ゴールドマン・サックスはニューヨークを本拠に、

ロンドン、フランクフルト、東京、香港その他世界の主要な金融都市にオフィスを設けています。
(注3) マネジメント・バイアウト (MBO) とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、金融投資家と共同して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を購入する取引をいいます。

(注4) MBKは、MBKパートナーズの投資目的会社であります。MBKパートナーズ (グループの総称を指します。) は北アジア地域に特化した独立系のバイアウト・ファンドで、アジアにおけるバイアウト投資の2大市場である日本と韓国、それに将来的に最も有望な中国を加えた3市場に特化した地域密着型の投資戦略をとっております。投資後は、経営陣と協業して事業価値の最大化に注力しております。また、同ファンドには、日本、韓国、中国はもとより、北米、欧州、中東及びアジアの広範囲な地域の機関投資家が資金を提供しており、総額30億米ドル超を運用しております。なお、MBKパートナーズは、平成17年3月に、米国大手投資会社カーライル・グループのアジア地域における出身者が主体となって設立された、独立系プライベート・エクイティ・ファームです。なお、MBKは、公開買付期間終了後、決済の開始日の前日までに公開買付者に出資し公開買付者の発行する普通株式を引き受ける予定ですが、本公開買付けの決済後、クレイン、MBK、オウル・クリーク・インベストメンツ及びガンペル氏の間の合意に定められた必要な措置を講じた上で、公開買付者の普通株式をMBKパートナーズの別の投資目的会社に譲渡し、これと合わせて当該合意上の契約上の地位について、他の合意当事者の同意等、当該合意に定められた必要な措置を講じた上で譲渡する可能性があります。

(注5) オウル・クリーク・インベストメンツとは、オウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営する投資ファンドの1つです。また、オウル・クリーク・アセット・マネジメントは米国デラウェア州法に基づき設立された法人でオウル・クリーク・グループの投資ファンドの運営を行っており、総額40億米ドル超を運用しております。オウル・クリーク・グループの傘下の7ファンドのうち、3ファンドは米国デラウェア州法に基づき設立されており、4ファンドはケイマン諸島に設立されております。オウル・クリーク・アセット・マネジメントは経営陣と協業して長期的な事業価値を創出することを目的としており、ニューヨークを中心にその事業を遂行しておりますが、香港にも拠点を置いております。

(注6) 当社は、オウル・クリーク・アセット・マネジメントから、平成19年5月9日付の大量保有報告書の変更報告書No. 3の写しの送付を受け、同日現在で213,202株 (株券等保有割合9.95%) を保有している旨の報告を受けておりましたが、平成21年3月16日現在で、J.P.MORGAN CLEARING CORP-SECのカストディアン口座において、Owl Creek I, L.P.、Owl Creek II, L.P.、Owl Creek Overseas Fund, Ltd. 及びOwl Creek Socially Responsible Investment Fund, Ltd. の各々が当社株式をそれぞれ7,234株、56,809株、158,121株及び1,748株 (合計223,912株) 保有している旨の平成21年3月18日付け通知を受けております。なお、当該合計株数223,912株は、平成20年12月31日現在の当社の発行済株式総数の約10.34%に相当します。

② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け成立後の経営方針

当社は、大阪市の企図する関西活性化の拠点づくり、また当社のライセンサーである米国法人ユニバーサル・スタジオ・インクの前身であるエムシーイー・インクによるユニバーサル・スタジオの海外展開計画の下、平成6年に大規模テーマパークの開発・建設のための企画及び調査等を目的にした大阪

ユニバーサル企画株式会社として設立されました。当社は、平成8年には米国法人エムシーイー・インク（現ユニバーサル・スタジオ・インク）との間にテーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営に関する基本契約を締結し、かかる基本契約を受けて商号を「株式会社ユー・エス・ジェイ」に変更し、大阪市の第3セクタープロジェクトとして、平成13年3月末に大阪市此花区にテーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」を開業しました。開業当初、同テーマパークは若年層を主要ターゲットに据え、ハリウッド映画をモチーフにスリルと興奮をテーマにしたエキサイティングなアトラクションを中心に提供しておりました。その後、開業効果の一巡や平成14年夏に続発した不祥事の影響などにより、当社の業績が悪化したことを受けて、当社は、平成16年6月にはテーマパーク事業において幅広い経験を有するガンペル氏を代表取締役社長として招聘し、本格的な事業の再構築への取り組みを始めました。その後、平成17年5月にゴールドマン・サックス・グループは、系列の投資会社であるクレインを通じて、日本政策投資銀行系列の投資事業組合とともに、当社の第三者割当増資を引き受け（総額は約25,000百万円でクレインの引受額は約20,000百万円）、また、当社に対する協調融資に参加し、社外取締役を派遣し、業績改善へ向けた当社のパートナーとして経営陣と協働し、事業の再構築を図ることとなりました。

以上のような経緯を経て、当社は、『ゲストの期待を上回る「感動とサービス」を提供することにより、エンターテインメント&レジャー業界におけるアジアのリーディングカンパニーを目指す』ことを事業ビジョンに、平成17年からは女性層やファミリー層を主要ターゲットとする新たなマーケティング戦略を展開しております。具体的には、日本及び世界各国から訪れるゲストにハリウッド映画やキャラクターを中心としたワールドクラスのファミリー・エンターテインメントと質の高いゲストサービスを提供し、乗り物や体験型のアトラクションのみならず、パレード、ショー、イベントの継続的な充実と新規導入を進めることにより、ゲストとの深い感情的なつながりを築きながらゲスト満足度の最大化を目指してまいりました。その結果、売上高、EBITDA（金利・税金支払前償却前利益）の改善、及びD/Eレシオ（借入金純資産倍率）の改善が果たされ、当社は、平成19年3月には、東京証券取引所マザーズへ上場いたしました。なお、上記の第三者割当増資に際しては、増資後7年以内に当社株式の株式公開が行えなかった場合、引受先に引き受けた全ての株式の買戻しを当社に対して請求する権利が付与されており、当社としては、このような買戻し請求権の行使の回避が当社株式の株式公開の重要な目的の一つとなっております。

平成19年3月の上場以降、当社は、引き続き、新規アトラクションの導入やシーズナル・イベントの強化をはじめとする集客施策や様々なマーケティング・営業施策に取り組む一方、積極的なコスト効率化等を実施することにより、平成20年3月期は、増収増益を達成いたしました。

しかしながら、昨今の米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安や為替相場の変動は、実体経済にも重大な影響を及ぼし、従来からの雇用者所得の伸び悩みなどと相俟って、急速に消費者マインドが冷え込み、平成21年3月期第3四半期累計期間においては、平成19年3月にオープンした大型アトラクション導入直後の集客効果の反動、ゴールデン・ウィークの休日配置が前年に比べて不利であったこと、休日の悪天候に加え、円高による海外からの日本への観光客の減少、さらに景気の急速な悪化の影響等により、減収減益となっております。さらに、平成20年9月の米系大手金融機関の経営破たん等以降は、実体経済の悪化が更に加速し、消費者は底の見えない雇用不安、景気不安から防衛的消費行動を余儀なくされており、当社が平成21年1月30日に発表した業績予想の修正も、前回

予想を下回るものとなっております。今後もこれらのトレンドの長期化に加えて、日本の少子化に伴う人口減少により、今後のテーマパーク事業の成長性に対して一層の下方圧力がかかるものと考えられ、中期的な将来の業績に対して負の影響を及ぼすことが懸念されます。

このような状況の下、当社は、公開買付者から、当社の企業価値向上に係る提案として、以下のような提案を受けております。

公開買付者は、上記のような環境下において当社が中長期的な企業価値の向上を実現するためには、機動的かつ柔軟な体制のもと、女性層やファミリー層を主たるターゲットとして、引き続き満足度の高いエンターテインメントを提供し、ゲストサービスの質の一層の向上に努めるだけではなく、顧客の興味を常に刺激し魅力あるアトラクションやキャラクターの新規導入やリニューアルの投資拡充や、これらキャラクターを用いたパレード、ショー及び各種イベントの強化を通じてパークの魅力を高め一層の進化を図る必要があると考えております。

また、公開買付者は、若年層も含めたゲストの定着化を促進し、同時に関西地区や関西周辺地区以外の国内顧客やアジア地域を中心とした海外顧客に対するマーケティング・営業活動（中国を始めとするアジア地域での観光客の誘致に取り組む拠点の拡充等）を強化することで集客力を強化させる一方、小売や食品提供といった関連ビジネスへの展開を行っていくことが必要であると判断しております。更に、公開買付者は、パークの付加価値を高めながら、グッズ販売や飲食施設を充実させるとともにゲストのニーズを踏まえた料金体系の見直し等を図ることで、入場者の継続的な増大や販売単価の向上にも繋がるものと考えております。なお、公開買付者は、こうした取り組みは、当社の成長のみならず、顧客の満足度を高めるとともに、パーク周辺地域の一層の発展にも寄与するものと考えております。

また、公開買付者は、当社が現在行なっている事業自体についての有機的な成長を図っていくことに加え、更なる事業機会の拡大と成長を目指し、パーク周辺地域での飲食施設やリゾートホテルの運営、レジャー産業に隣接する関連ビジネスへの新規参入やパークの拡大、加えてアジア地域でエンターテインメントビジネスの新規参入等に関して、M&Aによる手法の機会を検討する可能性もあると考えております。

ゴールドマン・サックス・グループは、現在のようなクレインを通じた大株主としての協力関係に留まらず、戦略的パートナーシップを拡充させて更なる協働を進め、世界的な金融機関としてのグローバルなネットワークや各種リソースを活用し、関連ビジネスやアジア地域での展開に資するM&A支援を含め、必要なサポートを提供する等、当社の企業価値の向上に努める意思を有しています。また、今回新たにスポンサーとして加わるMBKは、日本、中国及び韓国の北アジア地域の三ヶ国に特化した投資活動を通じて、投資先企業の企業価値向上のノウハウを蓄積しており、当社のアジア地域における事業拡大をはじめとした成長戦略遂行をサポートしていく予定です。

しかしながら、公開買付者は、上述のような中長期的な観点での企業価値の向上策や取り組みの実行には、必要に応じて本件買収ローンを提供する予定の金融機関とも協議をしながら、アトラクションの開発費用や設備投資、キャラクターの導入コスト、広告宣伝費等の相応の先行投資が必要で、これら先行投資は必ずしも当初の計画通りに収益に寄与するとは限らずリスクを伴うものであり、短期的に利益の変動性が高まり業績に悪影響を与える懸念があるほか、中長期の利益成長にも不確実性やリスクを伴い、短期的にも中長期的にも株主の期待に添えない可能性があると考えております。公開買付者は、関

連ビジネスへの新規参入のためのM&Aを実行しても、成果が現れるまでには一定の時間を要し、期待通りの効果が得られるかどうかは不確実性があるため、同様に業績への影響が懸念されると考えております。また、公開買付者は、このような経営戦略は、結果を予測しにくく、経営環境の変化や個々の施策の成否を踏まえて機動的かつ柔軟に実行する必要があると考えております。

当社は、株主の皆様への価値還元を重視しており、平成21年3月期以降の利益配分に関し、税引後当期純利益のほぼ100%を株主に還元することを目指す配当政策を打ち出しております。当社の最近の決算実績では、税引後当期純利益を上回るキャッシュ・フローが生じる傾向にあります。剰余金の蓄積が限定的であるため、現状の配当政策を大きく上回る株主還元策をとりづらいつつ状況にあります。

公開買付者は、そうした中で、当社が上場を維持したまま、上述のような先行投資の拡充（M&A、投資額の増加等）に取り組んだ場合、これらが投資リスクを伴うことに加えて、償却負担の増加が株主に還元可能な配当原資を圧迫し、その反面としてこのような株主への価値還元の施策が積極的な事業展開の阻害要因となりかねないものと考えております。

また、公開買付者は、中長期的な企業価値の更なる向上を実現するために、中長期的な業績に連動するインセンティブ・プランを経営陣や従業員に付与することは有効であると考えており、これまでの当社の事業の再構築や成長を支えた一要因となっていると考えております。公開買付者は、今後、既存の役職員だけでなく、外部からの優秀なマネジメントを招聘する上でも、当社を非公開化させ、リスクと不確実性を乗り越えて更なる成長を実現した場合に経済面でより一層役職員に報いることができるインセンティブ・プランとして、資本構成を再構築するなかで行使価格を再設定したストックオプションの導入等を検討しており、これらインセンティブ・プランを機動的かつ柔軟に構築し、運用していくことは、当社の更なる企業価値の向上の一助になると考えております。

以上述べられた観点に鑑みて、ゴールドマン・サックス・グループは、当社の代表取締役社長であるガンペル氏とともに慎重に検討を重ね、同氏と合意の上、昨今の急激な環境変化が当社の事業に更なる悪影響を及ぼしかねず、このトレンドが当面継続すると見込まれる中、当社の中長期的な視点に立った事業戦略を実行し、かかる戦略実行に伴い不可避免的に発生する上記のようなリスクを当社の一般株主の皆様へ負って頂くことを回避するとともに、当社の企業価値の更なる向上を実現するためには、当社を非公開化した上で、当社の株主をゴールドマン・サックス・グループ、当社の代表取締役社長であるガンペル氏等少数に限定し、短期的な業績変動に左右されることなく機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるマネジメント・バイアウトの手法による当社の完全子会社化・非公開化が最善の方策であると判断いたしました。

当社は、当社の企業価値向上に関する公開買付者からの上記の提案を受け、上記のような当社を取り巻く状況を総合的に考慮し検討した結果、マネジメント・バイアウトの手法により当社を完全子会社化し、当社株式を非公開化したうえで、上記で提案されているような事業戦略を遂行することが、当社の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至りました。また、下記（3）に記載のとおり、本公開買付けの買付価格及び諸条件は当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上から、当社の取締役会は、本公開買付けに賛同すると共に、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行うことといたしました。

一方、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、下記（3）に記載した事情に鑑み、新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることといたしました。

なお、当社は、ビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピー及びその関係会社（以下「ユニバーサル当事者」と総称します。）から、当社のテーマパークである「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営に関連する商号、マーク、キャラクター等の知的財産に関する非独占的ライセンスの供与を受けておりますが、ユニバーサル当事者との間で締結しているライセンス契約において、本件買収ローンに関連する（当社を完全子会社化した後の）当社の資産上への担保設定等につき、契約の相手方の同意を取得することが必要とされております。本公開買付けの開始に先立ち、公開買付者は、当社の協力を得てビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーとの間で予備折衝を行い、その結果既にビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーから同意することに問題はない旨の非公式な内諾を得ておりますが、今後正式の同意が可及的速やかに得られるよう努めていく所存であるとの説明を公開買付者より受けております。

（3）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のよう
に本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。）。

公開買付者は、当社の普通株式の買付価格について、当社の普通株式の市場価格、財務状況及び将来収益等の諸要素を総合的に勘案し、株式価値を算定しました。公開買付者は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値算定を行いました。その上で、公開買付者は、ガンペル氏、アンクル サフ氏、加笠研一郎氏（注6）及び高橋一浩氏を除く当社の取締役らとの間で複数回にわたり行われた協議・交渉の結果や、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、MBOの一環として行われた公開買付けの過去事例におけるプレミアム水準についての分析（金融・マーケット環境や各対象者の財務状況及び収益予想等を考慮した分析）、当社の普通株式の市場価格の推移とその間の金融・マーケット環境の変化等を踏まえ、既存株主に対しては、現在の金融・マーケット環境や当社のファンダメンタルズが反映された当社の普通株式の市場価格に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成21年3月19日に普通株式の買付価格を1株当たり50,000円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付けにかかる公開買付者の取締役会決議日の前日である平成21年3月18日に当社の非公開化に関する報道等があり、同日の株価が上昇したことを踏まえ、平成21年3月17日を基準として、普通株式の買付価格の市場株価に対するプレミアムを掲げると、普通株式の買付価格は、本公開買付けにかかる公開買付者の取締役会決議日の前々日である平成21年3月17日の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値38,900円に対しては約28.53%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年3月17日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値38,410円（小数点以下を四捨五入しており、以下、市場株価の終値の単

純平均値の算出にあたっては同様です。) に対しては約30.17% (小数点以下第三位四捨五入)、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値37,424円に対しては約33.60% (小数点以下第三位四捨五入)、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値40,089円に対しては約24.72% (小数点以下第三位四捨五入) のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。なお、東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値は、平成21年1月9日に34,650円であったのに対して、当社の非公開化に関する平成21年1月13日の報道等の要因により同年1月23日には44,200円となった後、下落傾向に転じ、前回予想を下回る業績予想の修正等の要因も加わり、同年2月12日には33,800円となりました。その後、上昇傾向に転じて、同年3月5日に41,300円となった後、上下変動を経て、平成21年3月17日の当社株式の終値は38,900円となっておりますが、これに当該報道等の要因がどの程度織り込まれているのかは必ずしも定かではありません。参考までに報道された日の前営業日である平成21年1月9日から遡る過去3ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値の単純平均値36,848円に対するプレミアムを掲げると約35.69% (小数点以下第三位四捨五入) となります。さらに参考までに当社が前回予想を下回る業績予想の修正を公表した平成21年1月30日から遡る過去3ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値の単純平均値35,696円に対するプレミアムを掲げると約40.07% (小数点以下第三位四捨五入) となります。また、普通株式の買付価格は、平成20年12月31日現在における当社の1株あたり純資産額23,716.30円の約2.11倍 (小数点以下第三位四捨五入) であります。

(注6) 加笠研一郎は、平成20年11月30日付で、当社の社外取締役を退任しております。

なお、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、全て当社の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであります。これらのうち、新株予約権Aについては、①新株予約権者が権利行使時において当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付されておらず、かつ行使期間が既に開始しており、②譲渡による新株予約権Aの取得については当社の取締役会の決議による承認を要するものとされていますがこのような当社の取締役会の決議による承認が得られれば、公開買付者は、本公開買付けにより新株予約権Aを買付けた後これを行って当社の普通株式を取得することができることから、新株予約権Aの買付価格を1個当たり普通株式の買付価格50,000円と新株予約権Aの行使価額22,500円との差額である27,500円と決定いたしました。

他方、新株予約権Bないし新株予約権Fについては、①新株予約権者が権利行使時において当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、②譲渡による当該新株予約権の取得については当社の取締役会の決議による承認を要するものとされており、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行ってできないと解されることから、当該新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

なお、ゴールドマン・サックス・グループ及びガンペル氏は、平成20年11月17日に、ガンペル氏、アンクル サフ氏、加笠研一郎氏及び高橋一浩氏を除く当社の取締役らに対して、本公開買付けを含む本取引と実質的に同様の取引を行う目的と、その内容について説明をした上で、本公開買付けを含む本取引と実質的に同様の取引の実行を提案しました。

当社の取締役会は、公開買付者による本公開買付けの提案を検討するにあたっては、財務アドバイザーとして、当社及び公開買付者から独立した第三者機関である大和証券エスエムビーシー株式会社 (以下

「大和証券SMB C」といいます。)を選任し、本公開買付けに関する包括的な助言及び当社の株式価値の算定を依頼するとともに、また、当社及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所(以下「西村あさひ」といいます。)の助言を受けました。

大和証券SMB Cは、当社の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。そして、当社の取締役会は、平成21年3月18日に、大和証券SMB Cから、当社普通株式に係る株式価値算定書を取得するとともに、一定の前提の下に本公開買付けにおける買付価格が財務的見地から当社株主にとって妥当である旨の意見書を取得しました(注7)。大和証券SMB Cは、当社の株式価値を算定するに際して、当社が提出した事業計画(注8)等に基づき、当社が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、DCF法及び市場株価法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。株式価値算定書においては、DCF法では47,440円から69,268円、市場株価法では38,115円から39,132円が、当社の1株あたりの株式価値の算定結果として報告されています(なお、市場株価法では、平成21年3月16日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける当社の1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間における出来高加重平均株価(VWAP)(それぞれ、38,290円、38,115円及び39,132円)を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。)。また、株式価値算定書においては、市場株価法に基づく算定結果の補完的な位置付けとして、類似会社比較法による当社1株あたりの株式価値の試算結果(41,960円から64,474円)が参考値として報告されています。

(注7) 大和証券SMB Cは、上記の株式価値算定書及び意見書を作成するにあたり、①当社が提供した事業計画の財務数値その他の情報の正確性及び十分性、②事業計画が将来の財務業績に関する当社取締役会の最善の予測及び判断に基づいて合理的に、かつ、適正な手続に従って作成されたこと、③事業計画記載の収益目標数値等が各年毎に計画通り実現すること等を前提としており、その内容等に関する独自の検証は一切行っておりません。株式価値算定書及び意見書は、当社取締役会が公開買付者による本公開買付けの提案を検討するための参考資料とする目的に限定して作成されており、大和証券SMB Cとして、当社株主及び本新株予約権の保有者に対し本公開買付けに応募すること又は本取引に関連する何らかの議決権の行使の推奨を行うものではありません。なお、大和証券SMB Cは、財務アドバイザーとしての当社に対する役務提供に関し、本公開買付けの成立を条件とする手数料の受領を含む内容のアドバイザリー業務契約を当社との間で締結しております。

(注8) 当社が平成21年1月13日に取締役会で承認し、大和証券SMB Cによる当社の株式価値算定にあたり当社のスタンドアローン・ベースでの将来の事業計画として大和証券SMB Cへ提出をした中期経営計画(3ヵ年計画)は、初年度(平成22年3月期)における売上高が697億円、EBITDAが202億円、営業利益が100億円、経常利益が93億円であり、2年目(平成23年3月期)における売上高が704億円、EBITDAが205億円、営業利益が114億円、経常利益が101億円であり、3年目(平成24年3月期)における売上高が719億円、EBITDAが209億円、営業利益が118億円、経常利益が107億円となっております。なお、当社は、平成21年1月30日に東京証券取引所において、「平成21年3月期 第3四半期決算短信(非連結)」を公表し、その中で平成20年10月30日に発表した平成21年3月期(平成20年4月1日から平成21年3月31日)の業績予想を修正しておりますが、当該修正後の業績予想ベースでのEBIT

DAの予想数値は195億円であります。また、当社は平成21年3月11日には同中期経営計画の平成22年3月期とほぼ同等の水準での来年度（平成22年3月期）の単年度予算を策定し取締役会で承認しております。

また、平成20年11月25日、当社取締役会は、本公開買付けの公正さを確保し、本取引の透明性及び客観性を高めるために、公開買付者及び当社から独立性のある社外監査役3名から構成される特別委員会を設置し、かかる特別委員会に対し、当社取締役会が本公開買付けに対して意見表明を行うに当たり、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付けの買付条件（買付価格を含みます。）の妥当性及び一連の手続の公正性を確保するため、当社取締役会に対して意見を提出することを委嘱する決議を行いました。特別委員会の委員として、当社の社外監査役である長谷次雄氏（委員長、日亜鋼業株式会社監査役、公認会計士）、小路貴志氏（小路公認会計士事務所代表、公認会計士）及び金井美智子氏（弁護士法人大江橋法律事務所の社員弁護士）の3名を選定しました。

特別委員会は、平成20年11月25日より、当社の取締役会が本公開買付けに賛同することの是非及び本公開買付けの買付条件（買付価格を含みます。）の妥当性及び一連の手続の公正性の検討を開始しました。特別委員会は、複数回にわたって開催され、上記の諮問事項についての審議を行うとともに、当社の取締役会の財務アドバイザーである大和証券SMB Cから当社の株式価値算定書の内容について説明を受け、大和証券SMB Cとの間で質疑応答を行いました。それとともに、上記の諮問事項にかかる答申書の作成その他必要な事項に関し、北浜法律事務所・外国法共同事業より助言を得ました。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年3月18日に、当社の取締役会に対して、本公開買付けの買付条件（買付価格を含みます。）は妥当であり、本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明することも妥当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議しました。

当社の取締役会は、特別委員会から、本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明することは妥当である旨の答申を受け、財務アドバイザーである大和証券SMB Cから平成21年3月18日付で取得した株式価値算定書及び一定の前提の下に本公開買付けにおける買付価格が財務的見地から当社株主にとって妥当である旨の意見書、並びにリーガルアドバイザーである西村あさひからの助言を踏まえて、特別委員会の答申の内容及び本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、平成21年3月19日開催の取締役会において、マネジメント・バイアウトの手法により当社を完全子会社化し、当社株式を非公開化したうえで、前述の、ゴールドマン・サックス・グループらから提案されているような事業戦略を遂行することが、当社の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至りました。また、上記の通り、本公開買付けの買付価格及び諸条件は当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上から、当社の取締役会において、本公開買付けに賛同すると共に、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行うに至りました。

一方、当社は、本新株予約権については、財務アドバイザーに価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見書を依頼しておらず、当社の取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うに至りました。

なお、本取引に関連して開催された当社の取締役会においては、本取引において公開買付者に対して出資することを予定している当社の代表取締役社長であるガンペル氏、公開買付者に100%間接出資してい

るゴールドマン・サックスの子会社であるゴールドマン・サックス証券株式会社の職員であり公開買付者の代表取締役であるアンクル サフ氏、ゴールドマン・サックス証券株式会社の職員であった加笠研一郎氏、及びゴールドマン・サックス・グループと共同で本取引を進める可能性について協議するとともに公開買付者に対して本件買収ローンを提供することを予定している日本政策投資銀行の職員である高橋一浩氏は、何れも本件取引について特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、特別委員会に対する諮問決議を含む、本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成21年3月19日開催に係る取締役会決議を含む本取引に関連する決議の行われた全ての当社取締役会には、ガンペル氏、アンクル サフ氏、加笠研一郎氏及び高橋一浩氏以外の当社の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われております。さらに、当社の監査役は、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。(なお、金井監査役は平成21年3月19日開催に係る取締役会に欠席しておりますが、金井監査役も当該取締役会に出席した3名の監査役と同様の意見であることを確認しております。)

さらに、公開買付者は、本公開買付けの公開買付期間を比較的長期間である40営業日に設定することにより、当社株式について、第三者による買付けの機会を確保しています。また、当社と公開買付者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗者が当社との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意は行っておりません。

なお、公開買付者は、その所有する当社株券等の全てを応募する予定のクレイン、オウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営する4つの投資ファンド及びガンペル氏、並びにその所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を公開買付者と締結している日本政策投資銀行以外の株主等が所有する当社株券等の数(当社の潜在株券等考慮後株式数2,228,119株から、クレインが所有する普通株式888,890株、オウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営する4つの投資ファンドが所有する普通株式223,912株、ガンペル氏が保有する新株予約権A35,026個の目的である普通株式35,026株及び日本政策投資銀行が所有する普通株式222,222株の合計数である1,370,050株を控除した858,069株)の過半数に相当する429,035株以上の応募があつてはじめて本公開買付けが成立するようにするため、クレイン、オウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営する4つの投資ファンド、ガンペル氏及び日本政策投資銀行が応募予定の株券等と合わせて1,799,085株以上の応募があることを本公開買付けの成立の条件とし、買付予定数の下限を1,799,085株と定めております。なお、公開買付者が本公開買付けにより買付予定数の下限以上の株券等を取得した場合、本公開買付け終了後において公開買付者の当社に対する株券等所有割合は80.74%以上となる予定です。このように、公開買付者は、公開買付者に出資を予定しているもの以外の過半数の株主の賛同が得られない場合には本取引を行わないこととし、当社の株主の意思を重視しております。

(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針

当社は、ゴールドマン・サックス・グループより、本公開買付け成立後の組織再編等の方針につき、以下の説明を受けております。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、当社に対する株券等所有割合が80.74%以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けにおいて当社の全株式を取得できなかった場合には、より効率的かつ機動的に経営改革を行うため、本公開買付け終了後に以下に述べる方法により、当社の完全子会社化を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること（ただし、別の種類の株式について上場申請は行わない予定です。）、以上①ないし③を付議議案に含む株主総会及び上記②の定款変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定であります。当社が、公開買付者がその発行済普通株式総数の100%を所有する完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a) 少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b) 同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの (a) 又は (b) の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申し立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会及び種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主の当社の株式の保有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また、実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも公開買付者以外の当社株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により完全子会社化を実施することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、

本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手続については、当社と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、当社の本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、当社に対し本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請する予定です。なお、当社は、平成21年3月19日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成21年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております。また、当社は、平成21年3月19日開催の取締役会において、公開買付けが成立することを条件に平成21年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対する株主優待をもって株主優待制度は廃止とすることを決議しております。なお、平成21年3月31日以前に本公開買付けに応募された場合でも、本公開買付けが成立するまでは株主名簿上の株主名義が変更されることはありませんので、本公開買付けに応募された株主の方で平成21年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された方についても、同日を基準日とする株主優待の対象となります。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、当社の株券は、東京証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合に、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」に記載の通り、公開買付者は、適用ある法令に従い、当社の完全子会社化を実施することを予定していますので、その場合には当社の普通株式は上場廃止になります。上場廃止後は、当社の株券を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

当社は、公開買付者より、公開買付者による当社の完全子会社化の手続の中で当社による当社普通株式の全部取得が完了した時点で、ガンペル氏と当社との間で、次の(1)ないし(3)の内容を含む新マネジメントサービス契約を締結する予定であるとの説明を受けております。(1) 新マネジメントサービス契約の締結日から原則として5年間、ガンペル氏が当社の代表取締役社長(CEO)としてその経営にあたること、(2) ガンペル氏がかかる役職に就いた場合、当社と同氏との間の現行のマネジメントサービス契約(注)に定める報酬の内容・条件との均衡も考慮した上、同氏の将来の職務遂行に対する報酬として、(a) 当社がガンペル氏に対して新マネジメントサービス契約締結日の1年後及び2年後の応当日に各150百万円(合計300百万円)の契約金を支払うこと、(b) 当社がガンペル氏に対して一定額の基本報酬及び一定のインセンティブ報酬を支払うこと、(c) 当社がガンペル氏に対して一定の福利厚生費を支払うこと、(d) 当社がガンペル氏に対してストックオプションを付与すること(その概要については、前述の「2 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要等」に記載されております。)、(3) ガンペル氏が新マネジメントサービス契約及び公開買付者との株主間契約の締結に関連して支出した費用について、一定の金額を上限として当社が負担すること。なお、前述の「2 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の

「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引に関連して開催された当社の取締役会において、ガンペル氏は、特別委員会に対する諮問決議を含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉に参加していません。

(注) ガンペル氏と当社との間の現行のマネジメントサービス契約の概要については、当社が平成20年6月26日に提出した有価証券報告書及び平成20年7月28日に提出したその有価証券報告書の訂正報告書の「経営上の重要な契約」欄をご参照下さい。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上

添付資料

公開買付者の「株式会社ユー・エス・ジェイ株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」